

保險契約に於ける損害には 個性がある

加藤 由 作

- 一 はしがき
- 二 損害發生の態様
- 三 保險者は原則として直接損害を負擔する
- 四 損害は被保險利益の消極的反面である
- 五 所謂衝突契約款 (COLLISION) の挿入されたる保險契約は一の海上保險契約であつて、同一契約に海上保險と責任保險とが併存して居るのでない。

一 は し が き

一般損害賠償に於けると異り、保險契約に於ては損害は個性を持つと云ふ事實を理解しなくてはならぬ。之が十分理解されて居ないならば損害保險の中樞理論は到底十分把握されて居ないと云へよう。然し私の知る限りでは我國學者は勿論、ドイツ學者と雖も此の命題に就ては從來餘り綿密な説明を與へて居ない様であつたから、私は昨年始め海上被保險利益論を上梓するに當り、其の二十四頁以下に

保險契約に於ける損害には個性がある

於て被保險利益と損害との關係と云ふ題目の下に此の點に關する私見を述べて置いた。然るところ其の後 Moller 氏は論文 *Einzelschaden und Versicherung* (*Zeitschrift für die Gesamte Versicherungs-Wissenschaft*, April 1937) を發表して、之と同趣旨を民法に於ける損害賠償の場合と比較して論じて居るが、其の説くところ大いに我意を得たものがあるから、茲に改めて此の問題を取り上げ、同氏の所論を參照しつつ、之が再検討を行つて見度いと思ふ。因に Moller 氏はハンブルグ大學の Dozent であるが、之まで各種保險雜誌に度々優秀なる論文を發表して居る新進保險法學者である。

一體損害と云ふものは保險事故發生の結果、單一に生ずることもあるが、數種連續又は連鎖して生ずることもある。例へば積荷保險に於て被保險積荷が海難の結果損害を蒙りたる場合には單一なる具體的損害の發生を見たるに過ぎないのであるが、其の結果航海の成就により得らるべき利潤をも失ふに至りたる時は積荷の損害と同時に所謂希望利益の損害が連鎖的に生じたこととなる。更に又船舶保險に於て被保險船舶が他船と衝突し、彼我共に損傷を蒙り、然も被保險船舶の方に過失ありとせば被保險船主に對し、其の具體的損害と共に相手船主に對する損害賠償責任の損害が連鎖して發生する。而して損害が單一的に發生する場合には無論問題を生じないが、連續的又は連鎖的に發生する場合には保險者は其の全部を填補する義務を有すと解すべきか、或は又其の一部を填補すれば足ると解すべきか問題を生ずるのである。尤も此の問題の歸結に就ては既に英國に於ても判例、學說とも確定し、

我國に於ける通説も同様であるから今更茲で論議する必要を感じないのであるが、問題なのは其の理由であり、根據である。此の理由又は根據は保險法上重大なる意義を有するものであり、之を解決する鍵は一に本稿冒頭に掲げた損害は個性を有すると云ふ事實の認識にあるのであるが、此の問題の研究に就ては何れも未だ十分満足し得ない状態にあることは既述の通りである。尙本問題を論ずるに當つては其の關係法規として我商法第六百五十四條の『保險者ハ……保險期間中保險ノ目的ニ付キ航海ニ關スル事故ニ因リテ生シタル一切ノ損害ヲ填補スル責ニ任ス』と云ふ規定を擧ぐべきの様であるが、本規定は其の文字解釋の如何に拘らず、全く海上保險者の負擔危險の範圍を定めたもので危險發生の結果たる損害に對する保險者の責任を定めたものでないから、茲では之に觸れる要はない。尙此の點に關しては拙著海上危險論一一四頁以下を參照され度い。

二 損害發生の態様

一定保險事故發生の結果、損害を生ずる場合に於て其の態様を見ると次の通りになる。

- (1) 直接損害（直接損害の意義は後述參照）のみ發生の場合 前掲の例參照。
- (2) 間接損害のみ發生の場合 例へば積荷保險に於て被保險積荷を積載せる船舶が海難の爲め損傷を蒙り、已むなく他船に積替を爲す必要がある場合の積替費用の損害の場合（斯る場合の積替費用は英

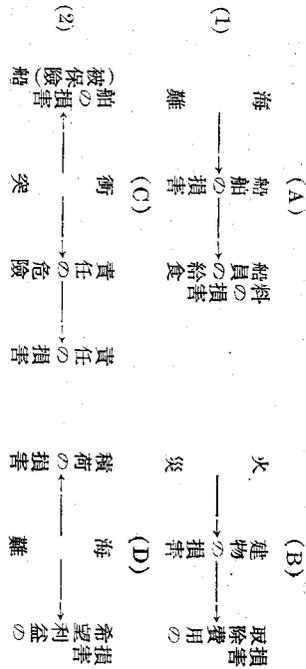
保險契約に於ける損害には個性がある。

法上所謂特別費用(Special charges)又は損害防止費用(Sue and labour charges)として之を負擔するが、私は我商法上此の中には然る費用もあるが、然らざる費用もあると解する。然し茲では問題外であるから之を論じない(其他一般に保險の目的が無事で損害防止費用のみを要したる場合も此の中に入る)。

(3) 直接、間接兩損害が連續又は連鎖的に發生したる場合 前掲の例參照。

更に此の(3)の場合を仔細に觀察すれば此の直接損害と間接損害とは因果關係により結ばれて居る場合、即ち間接損害は直接損害の結果生じたる場合と、一の保險事故から斯の如き關係なくして同時に生じたる場合とある。前の場合に就て例を擧ぐれば被保險船舶が海難の結果損害を蒙り之が修繕中餘分に船員の給食料の支出を必要とするに至りたるが如き、或は又火災保險に於て被保險建物燒失の結果、其の跡片付けに費用を要するに至りたるが如き(此の場合跡片付け費用は建物を再築せざる場合に於ても要すべかりしものに限る。再築の場合に於てのみ要すべき費用は建物の直接又は具體的損害の一部に屬する。蓋し斯る被保險利益の全損額の確定は其の再築費用を以て標準と爲すからである)之である(圖解(1)參照)。又後の場合の例を擧ぐれば前に述べた様に船舶衝突の結果、被保險船主が其の船舶の損害と同時に衝突賠償責任の損害を蒙りたるが如き、或は又被保險積荷が海難に因り損傷を蒙り、爲めに積荷の損害と同時に其の希望利益の損害を蒙りたるが如き之である(圖解(2)參照)。

上述せるところを圖解で示せば次の如くである。



尙念の爲め一言附加して置き度いのは、茲に問題にして居るのは損害が連続又は連鎖的に発生した場合であつて、其の原因たる危険事故が連続して発生した場合、例へば火薬爆發の結果火災を惹起して建物を焼失せしめたる場合でないことである。

三 保険者は原則として直接損害を負担する

71 以上掲げた何れの損害發生の態様の場合に於ても問題の解決には變りはない。即ち保険者は原則として、即ち法律の特別規定又は特約なき限り、保険に付せられたる被保険利益そのものに就き生じたる損害（私は從來此の種の損害を直接損害と稱し、然らざる損害を間接損害と稱して來た）のみを負

保険契約に於ける損害には個性がある

擔する。換言すれば保險に付せられたる被保險利益の消極的反面を爲す損害のみを填補する (Der

Versicherer ersetzt nur solche bestimmten Einzelschäden, die sich als Negation der versicherten Interesse darstellen' —

Möller 同上。即ち被保險積荷が積載されたる船舶が遭難の結果、他船に積替られたる場合に於ける積替費用は該保險者之を負擔しない(前項(2)参照)。又被保險船舶が遭難したるときは其の修繕費用は之を負擔するが、之が爲めに餘分に要するに至つた船員の給食料は之を負擔しない。又火災の結果被保險建物が焼失したる場合には火災保險者は其の建物自體の損害、即ち其の再築費用は之を負擔するが、前掲の取除け費用は之を負擔しない。又船舶衝突したるときは被保險船舶自體の損害は之を填補するが、相手船主に對する損害賠償の責任の損害は之を填補しない。更に又被保險積荷が遭難したるときは積荷自體の損害は之を負擔するが、希望利益の損害は之を負擔しない。從來英國に於ても我國に於ても斯る場合原則として始めの損害のみを填補し、後の損害は之を填補しないと云ふ結論は一般に認めて居るから、結果から云つて上述せるところと何等變りはないのであるが、さりながら之が結論の根據は彼の近因の原則 (Principle of causa proxima) に在り、然も本原則適用の必然性に就ては十分なる説明を與へて居ないのは甚だ宜ろしくないと思ふ。本原則は損害の原因たる危険が續發したるときは採用出来るが、茲で問題にして居る様に損害が累發し、然も其の各損害間に於て其の發生上時間的前後の差がない場合、例へば積荷自體の損害と同時に希望利益の損害が生じたる場合に於ては適用は不

可能であるからである。依つて私は此の問題の解釋には斯の如き姑息の方法を以てせず、寧ろ損害保険の機構を十分正視、検討し其の成果によつて之を爲すが適當であると思ふ。

四 損害は被保険利益の消極的の反面である

今前掲の如き損害累發の場合を見るに其の連續又は連鎖せる損害は保險法上各々獨立の性質を有するものであつて、決して全體が纏つて一の損害を爲して居るのでない。即ち Moller 氏の所謂定額損害 (Summenschaden) の性質を有するのではなく、個別損害 (Einzelschaden) の性質を有するのである。同氏は此の點に就て民法の損害と比較し、民法では定額損害の概念より出發して責任者の賠償額を定むるのであるが、保險法に於ては個別損害の概念より出發して之を定むると云つて居る。兎に角保險法上連續又は連鎖損害の場合には其の各損害には積極面にそれに相應する被保険利益が考へられるのである。ドイツ學者の能く云ふ『損害は被保険利益の消極的の反面なり』(“Der Schaden ist die Negation des Interesses”) と謂ふ言葉は此の趣旨を傳へたるに外ならない。然らば或る損害が一定被保険利益の反面を爲すと云ふことは如何にして決せられるか。換言すれば直接損害、間接損害の區劃は如何にして之を行ふか。之が標準に就ては Moller 氏は何等意見を述べて居ないが、私は保險價額決定の標準が同時に之であると唱へ度い。故に例へば船舶衝突責任の損害は被保険船舶の保險價額の一部

保險契約に於ける損害には個性がある

を構成しないから船舶の被保険利益の反面たる損害の中に入らない。然し此の損害は自ら責任の被保険利益の消極的の反面たり得る。斯様な次第で或る損害の個性を確むるには先以て保険價額決定の標準を知らなくてはならぬが、之は又別の問題として茲に直接關係がないから觸れない。然し今二の損害發生の態様の題目中の(3)に於て掲げた例に就て被保険利益との表裏關係を明にすれば左の如くなる。

被 保 險 利 益

損 害

- | | |
|--|--------------------------------------|
| (A) 船舶の被保険利益 | 船舶の再建費用 |
| 船員の給食料の被保険利益(消極財産に關する利益の一種たる費用利益の性質を有する) | 船員の給食料の費用 |
| (B) 建物の被保険利益 | 建物の再築費用 |
| 取除費用(費用利益の一種) | (一部)取除け費用 |
| (C) 船舶の被保険利益 | 船舶の再建費用 |
| 衝突責任の被保険利益(一種の消極財産に關する利益) | 衝突賠償責任の損害 |
| (D) 積荷の被保険利益 | 積荷の原價の損害(固より茲に所謂原價の意義に就ては又特種の考察を要する) |

斯の如くにして損害には個性があり、其の決定は各被保険利益の保険價額決定の標準に基き行はれ
ると云ふことが理解されるならば今一定被保険利益、例へば船舶が保険に付せられたるときには保險
者は原則として斯る利益の消極的の反面たる船舶の具體的損害のみを填補すべき責を負ふべきものと爲
すのは當事者の意思解釋上當然のことである。從て若し其の間接損害をも當該保險者に負擔せしめん
と欲せば法律の特別規定（損害防止費用（商四一四條）、損害調査費用（商三九三條二項）、共同海損分擔責任
の損害（商六五五條）等の損害に於けるが如く）或は又特約（例へば衝突約款（Running down clause）
の存在が必要であると云ふことも了解される。

五 所謂衝突約款（B. D. C.）の挿入されたる保險契約は

一の海上保險契約であつて、同一契約に海上保險と
責任保險とが併存して居るのでない

以上述べたところで此の論文の趣旨は大體盡きたのであるが、最後に今一言附加したいのは茲に所
謂連續損害の場合、各損害は各々其の特有の被保険利益の對象を爲すからと云つて、保險者の責任が
間接損害まで擴張されたる契約を二種以上の被保険利益に對する保險契約、詳言すれば同一契約に二

保險契約に於ける損害には個性がある

種の保險が併存するものと解しないことである。分析的研究素より結構であるが、之が爲めに事物の直相を曲げて觀察しないことが大事である。損害が連続的に發生する場合には何處までも一の被保險利益から直接、間接の損害が發生するのであつて、之以外に觀察の仕様はないのである。従て例へば船舶保險に於て被保險船主が衝突責任の發生を慮り、特に衝突約款を挿入せしめたる場合には一の海上保險が存在するのみで同時に責任保險が契約されたと解すべきでない。然し此の場合船舶保險の間接損害たる責任の損害は本來責任保險の對象たることも又明なことであつて、従つて又當然には前述の契約の場合船舶保險者の填補責任は此の損害にまで及ばないのである。更に又衝突約款挿入の方法によらず、各別の契約を以て特に此の兩種の被保險利益に就て保險を契約することの可能なるも言を俟たない。斯の如く損害と被保險利益とは微妙なる關係にあるのであるが、此の間の融通性を十分會得することは本稿の首題たる損害には個性があると云ふ原理を完全に理解する最後の仕上げである。

(昭和十三年三月十日)